

## 平塚市スポーツ推進委員報酬支給要綱

平塚市スポーツ推進委員報償費支給要綱（平成24年4月1日制定）を全部改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、平塚市スポーツ推進委員（以下「スポーツ推進委員」という。）の報酬について必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第2条 教育委員会は、別表のとおりスポーツ推進委員に報酬を支給する。

2 報酬は、年額を年度末に支払う。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条1項関係）

区分	報酬額		
基本給	年額	31,500円	全てのスポーツ推進委員に支給
役員手当	年額	3,000円	平塚市スポーツ推進委員協議会規約（平成24年4月1日、以下「協議会規約」という。）第6条に規定された役員への手当
地区代表者手当	年額	2,000円	協議会規約9条に規定された地区代表者への手当
事業手当	1回の事業につき	800円を超えない額で年度毎に定める額	平塚市及び平塚市教育委員会関連事業に参加及び協力した際の手当